

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ルックホールディングス	コード	8029
提出日	2026/3/11	異動(予定)日	2026/3/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	井上 和則	社外取締役	○														○		有
2	秋葉 絢子	社外取締役	○														○		有
3	服部 滋多	社外監査役	○														○		有
4	森居 達郎	社外監査役	○														○		有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項なし	織維・アパレルファッションビジネスに長年従事し、幅広い知識・見識を有しており、これらを当社の経営全般に活かし、また、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただけるものと考え選任しております。また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項なし	働く女性としての高い知見を有しております。お客様の大半が女性である当社にとって、女性の視点を活かした経営戦略は重要な課題であり、当社の事業・産業に対する深い知見を有する取締役とは異なる、新たな視点を活かした助言・提言をいただけるものと考え選任しております。また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項なし	弁護士であり、法律の専門家として豊富な知識と高い見識・専門性を有しており、当社グループの経営から独立した立場で適切に当社の監査をしていただけるものと考え選任しております。また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項なし	公認会計士であり、豊富な経験と高い財務・会計全般に関する専門的知識を有しており、当社グループの経営から独立した立場で適切に当社の監査をしていただけるものと考え選任しております。また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。